

虐待防止のための指針

一般社団法人グローリー

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

一般社団法人グローリーが運営する発達支援ルーム JOYCLUB では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し福祉の増進に努める。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施し、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成する。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。委員会は、担当者が招集する。（年1回以上）委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。

- ・ 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

- ・ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・ 再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること

(2) 虐待防止に関する責務等

- ・ 虐待防止に関する統括は管理者とし、常勤職員1名を責任者として置く。
- ・ 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。
- ・ また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(3) 周知

委員会での検討内容は「虐待防止・身体拘束適正化委員会議事録」に記録し、保管する。また、委員会の結果について、従業者に周知徹底する。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

(1) 研修内容

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。

- ・ 虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 発生した場合の改善策 など

(2) 研修の頻度

研修は、年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(3) その他

研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存する。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談する。

※ 別記様式1「虐待通報連絡票」

(2) 担当者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。

(3) 虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

(4) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

(5) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。

(6) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(7) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

(8) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。

(2) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(3) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当法人のホームページに公表する。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

- (1) その他の虐待等の相談については、担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告する。
- (2) 当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (3) 窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (4) 対応の流れは、上述の「4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」に依るものとする。
- (5) 担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

令和5年3月1日施行

委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	事業所管理者
虐待防止対策の担当者	事業所児童発達支援管理責任者
各担当職員のチェックリスト、 ヒヤリハット事例の報告・分析	事業所児童発達支援管理責任者 及び児童指導員
第三者、専門家	協力医療機関の医師、地域包括支援セ ンター或いは行政の担当者等

虐待通報連絡票

連絡日：令和 年 月 日

記入者：

虐待等の発生時期：令和 年 月 日

通報者：

虐待の内容・状況等：

虐待を受けた者への対応・説明等：

職員セルフチェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成 23 年 3 月版

記入日： 年 月 日 職員名：

《チェック項目》	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

17.他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと（注意できなかったこと）がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18.最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みをもち続けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19.最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20.最近、特に体調がすぐれないと感ずることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ